

武内宿禰の経歴と実在

久保田英文

はじめに

武内宿禰（古事記は建内宿禰）は、記紀に見え、大臣を出した葛城・平群・巨勢・蘇我の四氏をはじめ、二十八氏の祖先とされる伝承的人物と考えられている(1)。その後裔氏族は、畿内周辺の豪族とされる(2)。また、極めて長命(3)の忠臣と伝えられている。一部に、七十数歳の実在の人物とする説もある(4)。しかし、日本書紀の紀年はその古い時代のものについて疑問が持たれてきたため、また長命過ぎるが故に、その古い時代に属する極めて長命の武内宿禰はあくまで伝説上の忠臣に過ぎないことで一致する(5)のが通説である。

しかし、私は日本書紀を研究して、新たな立場（新紀）を得られた。この新たな立場とは、拙著（引用した拙著は総て筆名「高木従人」による著作）『紀年と崩年干支』(6)により、日本書紀の紀年を確定する基本的方法論を確立し、続巻により、確定した日本書紀の紀年の試論（新紀）を提示できたことである。日本書紀の紀年を確定する基本的方法論とは、古事記崩年干支と倭の五王の西暦年(7)等を用いて、古代天皇の在位期間を推定し(8)、各天皇紀の年数から十年の倍数年を加減し、原則としてその在位期間に収めるものである。何倍とするかは在位期間内に収めることを原則として、他の史実との整合性を最重要とする(9)。

この立場からは、日本書紀の武内宿禰関連記事にも実年代を付与でき、その実年代に基づいて、武内宿禰の生涯が明らかになることが期待できる。以下、新紀年に基づく武内宿禰関連記事の実年代を明らかにしつつ、武内宿禰に纏わる諸問題に挑む。なお、月日はすべて旧暦。年代の入った括弧書きの各条は『日本書紀』のもの。

一 景行天皇の代

『紀年と崩年干支』によれば、景行天皇の在位期間は、三三七年から三五五年(10)。「三三六」は三三七年を新景行天皇紀元年としたことによる基準年となる。

○三三九年・新景行天皇紀三年

三年春二月庚寅朔。卜幸于紀伊国。将祭祀群神祇。而不吉。乃車駕止之。遣屋主忍男武雄心命（一云、武猪心。）令祭。爰屋主忍男武雄心命詣之。居于阿備柏原而祭祀神祇。仍住九年。則娶紀直遠祖菟道彦之女影媛。生武内宿禰。

（「景行天皇三年春二月一日条」『書紀』一九八～一九九頁）

以下、『日本書紀』の引用については、すべて黑板勝美、国史大系編修会編『日本書紀 前編』（新訂増補 国史大系）により、『書紀』と略した上で、頁数のみ記す。

三三九年春二月一日の記事となる。三三六+三=三三九。「三三六」は前述のように、

三三七年を新景行天皇紀元年とした為の基準年である。「三」は、「景行天皇三年」から。

景行天皇は、紀伊国に幸して神祇を祭祀しようとしたというが、紀伊国で祭祀する理由が不明である。本当の理由が別にある、その理由を隠すために、神祇を持ち出したのだと考える。この神祇に関する記述に続いて、紀直の遠祖菟道彦の娘である影媛の恋愛が述べられている。この記事は、景行天皇が妃を求めようとする話の前に位置する。よって、景行天皇は影媛を聘おうとしたのだが、先方から断られた。そこで、景行天皇は、屋主忍男武雄心命に、紀伊国へ赴いて、先方を承諾させるように命じたと解する。屋主忍男武雄心命は、命令通り、紀伊国へ行き、先方と交渉を重ねた。「阿備柏原」の阿とは阿ることだろう。「阿備柏原」の「備柏」を音読みすると、ビハク、すなわち美白に通じる。「阿備柏原」とは、色白の美人に阿る原ということだろう。屋主忍男武雄心命は、阿る中に、当の影媛と恋仲になってしまった。そして、三三九年から九年後に影媛との間の長子である武内宿禰を儲けたと解する。

○三四八年・新景行天皇紀一二年・武内宿禰一歳

武内宿禰が生まれたのは三四八年六月十一日である。三三九+九=三四八。「成務天皇三年春正月七日条」によれば、「初天皇与武内宿禰同日生之。」（『書紀』二二五頁）とある。この「天皇」は成務天皇のことだが、新紀によれば、成務天皇と仲哀天皇は同一人物である(11)。そして、成務=仲哀天皇は、六月十一日に生まれた(12)。よって、武内宿禰の誕生日も六月十一日である。

では、武内宿禰の父親である屋主忍男武雄心命とは、何者か。屋主忍男武雄心命の屋主は家主のこと、忍男は忍ぶ男のことだろう。家主なのに忍ばなければならないのは、前代の邪馬台国に関係する人間だからだろう。そして、武雄心命が本名だろう。日本書紀の欠史八代「孝元天皇七年春二月二日条」を見ると、彦太忍信命（古事記は比古布都押之信命）が武内宿禰の祖父であると述べられているので、屋主忍男武雄心命は彦太忍信命の子と考えられる。

「孝元天皇七年春二月二日条」では、彦太忍信命が、大彦命、開化天皇、倭迹迹姫命の異母きょうだいと述べる。更に、欠史八代「孝靈天皇二年春二月十一日条」は倭迹迹日百襲姫命の弟が彦五十狭芹彦命、亦の名は吉備津彦だと記す。そして、「倭迹迹姫命」は「倭迹迹日百襲姫命」のことである(13)。よって、彦太忍信命が彦五十狭芹彦命、すなわち吉備津彦であり、大彦命の異母弟となる。異母兄の大彦命は最後の邪馬台国王の兄であった(14)ので、「前代の邪馬台国に関係する人間」に一致する。

この吉備津彦は四道将軍の一人なのに、日本書紀を見ると、子に関する記述が無い。一方、異母弟の稚武彦は、「孝靈天皇二年春二月十一日条」によると、吉備臣の始祖とされる。他方、古事記「孝靈天皇記」を見てみると、吉備津彦（大吉備津日子命）が吉備上道臣の祖、異母弟の稚武彦（若日子建吉備津日子命）が吉備下道臣、笠臣祖とされ

る(15)。

彦太忍信命が吉備津彦と同一人物だと考えれば、吉備津彦の子が武雄心命、吉備津彦の孫が武内宿禰、末裔が後述のように吉備上道臣を含む吉備の豪族、ということになり、系譜が「吉備」で繋がっていく。

○三五四年・新景行天皇紀一八年・武内宿禰七歳

秋八月己酉朔壬子。立稚足彦尊為皇太子。是日命武内宿禰為棟梁之臣。

(「景行天皇五十一年八月四日条『書紀』二二一頁)」)

三五四年八月四日の記事となる。成務=仲哀天皇の立太子は三五四年(16)。なので、武内宿禰が景行天皇に命じられて、棟梁之臣、すなわち皇太子に仕える臣の頭となったのも、三五四年。

○三五五年・新景行天皇紀一九年・武内宿禰八歳

「景行天皇五一年春正月七日条」によると、景行天皇は群卿を招き数日の宴を催したが、武内宿禰と稚足彦皇子(後の成務=仲哀天皇)は非常に備えて参じなかった。これを賞賛した天皇は特に目をかけた。

三五五年春正月七日の記事となる。この大宴会は、三五五年の事(17)。景行天皇第二次九州親征の帰り道に豊前国で開かれた。成務=仲哀は、「日嗣御子」として、武内宿禰と共に良い所を景行天皇に見せようと張り切り、可愛がられた。

二 成務=仲哀天皇の代

新紀によれば、成務天皇は仲哀天皇と同一人物で、成務=仲哀天皇と呼ぶ。『紀年と崩年干支』によれば、成務=仲哀天皇の在位期間は、三五六年から三六二年(18)。「三五五」は三五六年を成務=仲哀天皇紀元年としたことによる基準年となる。

○三五八年・成務=仲哀天皇紀三年・武内宿禰十一歳

三年春正月癸酉朔己卯。以武内宿禰為大臣也。初天皇与武内宿禰同日生之。故有異寵焉。

(「成務天皇三年春正月七日条」『書紀』二二五頁)

三五八年春正月の記事となる。三五五+三=三五八。「三五五」は、前述のように、三五六年を新成務=仲哀天皇紀元年とした為の基準年。「三」は、「成務天皇三年」から。

成務=仲哀天皇は武内宿禰を大臣に任じた。

○三六二年・成務=仲哀天皇紀七年・武内宿禰十五歳

この年の春、成務=仲哀天皇が神罰により大和国纏向の宮で崩御した(19)。「仲哀天

皇九年二月五日条」と「仲哀天皇九年二月二十二日条」によれば、神功皇后と武内宿禰とは天皇の喪を秘した。そして四大夫に宮中を守るよう命じたのち、武内宿禰自身は密かに天皇の遺骸を穴門豊浦宮へ運び、豊浦宮において无火殯斂（火を焚かない仮葬）を行ったのち、〔大和に〕帰って皇后に復命した。穴門豊浦宮とは、ここでは、難波大津宮のことを言う(20)。

「仲哀天皇九年二月五日条」は三六二年二月五日の記事となる。「仲哀天皇九年二月二十二日条」は三六二年二月二十二日の記事となる。成務＝仲哀天皇の崩御が三六二年春であり、その直後のことなので。

三 神功皇后の代

『紀年と崩年干支』によれば、神功皇后の在位期間は、三六二年から三八一年(21)。

「三六二」は三六三年を新神功皇后摂政紀元年としたことによる基準年となる。

○三六二年・成務＝仲哀天皇七年・武内宿禰十五歳

「神功皇后摂政前紀仲哀天皇九年三月一日条」によると、皇后は吉日を選んで、斎宮に入り、親ら神主と為られた。則ち武内宿禰に命じて琴を撫でさせた。

三六二年三月一日の記事となる。成務＝仲哀天皇の崩御に続く出来事と考えられるので。神功皇后の武内宿禰に対する信頼は厚かった。それは、武内宿禰の誕生日が、成務＝仲哀天皇だけでなく、自分とも同じ六月十一日であった(22)ためもあろう。

○三六三年・新神功皇后摂政紀元年・武内宿禰十六歳

「神功皇后摂政前紀仲哀天皇九年夏四月三日条」によると、神功皇后が難河（福岡平野の那珂川）の水を神田へ引きたいと思い、溝を掘ったが大岩にあたった。武内宿禰が皇后に召されて剣・鏡を捧げ神祇に祈ると、雷電が霹靂して、その磐を踏み裂いて、溝は通じた。

三六三年夏四月三日の記事となる。新紀では、三六三年を神功皇后が筑紫から、新羅遠征を行った年とする(23)が、その年のことと考えられるので。

○三六四年・新神功皇后摂政紀二年・武内宿禰十七歳

爰伐新羅之明年春二月。皇后領群卿及百寮。移于穴門豊浦宮。即収天皇之喪。従海路以向京。

……中略……。

則每人令取丘、而待皇后。於是犬上君祖倉見別。与吉師祖五十狭茅宿禰。共隸于麴坂王。因以為将軍。令興東国兵。

（「神功皇后摂政元年二月条」『書紀』二五〇頁）

「神功皇后摂政元年二月条」は三六四年二月の記事である。三六三年の新羅征伐の「明

年」に京へ向かう時に勃発した麿坂王、忍熊王の反乱である。ここでは、穴門豊浦宮の記述を無視する。

「孝霊天皇二年春二月十一日条」を見ると、倭迹迹日百襲姫命の同母弟として、彦五十狭芹彦命を挙げ、吉備津彦命の亦の名だと言う。その彦五十狭芹彦と五十狭茅宿禰は「五十狭」を同じくする。また、吉師と吉備は、「吉」を同じくする。なので、吉師の祖の五十狭茅宿禰とは、吉備津彦の子孫であると考えられる。吉備津彦の子孫で、麿坂王に隷属したことを特筆すべき人物とは誰か。この頃の吉備津彦の子孫としては、孫である武内宿禰が居る。五十狭茅宿禰とは、その異母兄の甘美内宿禰のことだ。異母兄である理由は後述する。

甘美内宿禰の名を隠した理由だが、応神天皇紀にあるように、甘美内宿禰が武内宿禰を讒言したからだろう。応神天皇は、甘美内宿禰の讒言を容易に信じ、忠臣である武内宿禰を殺そうとしたばかりか、盟神探湯まで行う。この応神天皇の不明を隠すためだろう。

時皇后聞忍熊王起師以待之。命武内宿禰懷皇子。横出南海、泊于紀伊水門。

(「神功皇后摂政元年二月条」『書紀』二五一頁)

神功皇后は、戦いになることが予想されたので、誉田別皇子を紀伊国に避難させた。

三月丙申朔庚子。命武内宿禰。和珥臣祖武振熊。率数万衆。令撃忍熊王。爰武内宿禰等選精兵。従山背出之。至菟道以屯河北。忍熊王出營欲戦。

(「神功皇后摂政元年三月五日条」『書紀』二五二頁)

「神功皇后摂政元年二月条」と同じく元年の「神功皇后摂政元年三月五日条」は三六四年三月五日の記事となる。

時有熊之凝者。為忍熊王軍之先鋒。〈熊之凝者。葛野城首之祖也。一云。多呉吉師之遠祖也。一云多呉吾師之遠祖也〉

(「神功皇后摂政元年三月五日条」『書紀』二五二頁)

熊之凝は「くまのこり」と読み、熊に残った者、すなわち忍熊王に残り従った者という意味だろう。その熊之凝は多呉吉師の遠祖だとも言う。前述のように、吉師の祖の五十狭茅宿禰とは、甘美内宿禰のことだった。熊之凝も甘美内宿禰のことだろう。

則欲勸己衆。因以高唱之歌曰。をちかたの あららまつばら まつばらに わたりゆきて つくゆみに まりやをたぐへ うまひとは うまひとどちや いとこはも いとこどち いざあはな われは たまきはる うちのあそが はらぬちは いさごあれや いざあはな われは

(「神功皇后摂政元年三月五日条」『書紀』二五三頁)

「神功皇后摂政元年三月五日条」によれば、熊之凝、すなわち甘美内宿禰は、たまきはる武内朝臣の腹の中には、小石が詰まっているわけがないと歌う。腹の中に石が詰まっているとは、腹の中に物があることを意味する。腹に一物とは、心中に何か企みがあることを意味する。甘美内宿禰は、たまきはる、すなわち魂が極まって優れた武内宿禰

が、悪巧みをするはずがない、正々堂々と戦おうと歌って呼びかけたのだ。他方、武内宿禰は企みによって、忍熊王の軍を退けた。このことにより、甘美内宿禰が武内宿禰に対して深い恨みを抱いたと考えられる。

武内宿禰出精兵而追之。適遇于逢坂以破。故号其处曰逢坂也。

(「神功皇后摂政元年三月五日条」『書紀』二五四頁)

「神功皇后摂政元年三月五日条」によれば、敗れた忍熊王と甘美内宿禰は、近江に入ったものの、武内宿禰に追われて、逃げ入る所が無かった。日本書紀は、忍熊王と甘美内宿禰の二人は、共に瀬田川に身投げして、死んだという。まず、忍熊王が絶望して身投げし、甘美内宿禰が後を追った。

于時武内宿禰歌之曰。あふみのみ せたのわたりに かづくとり めにしみえね
ば いきどほろしも

(「神功皇后摂政元年三月五日条」『書紀』二五四頁)

日本書紀は、この歌を武内宿禰の歌だとする。しかし、この憤りを歌った歌は、武内宿禰の企みによって敗北させられた甘美内宿禰の歌に相応しい。甘美内宿禰は、忍熊王が身投げして見えなくなった後、騙されて敗北して主君を失った悔しさと憤りを歌にして、主君である忍熊王の後を追った。

於是探其屍而不得也。然後。数日之出於菟道河。武内宿禰亦歌曰。あふみのみ せたのわたりに かづくとり たなかみすぎて うちにとらへつ

(「神功皇后摂政元年三月五日条」『書紀』二五四頁)

忍熊王と甘美内宿禰が瀬田川に身投げしたので、その辺りで探したが、二人は見つからなかった。しかし、瀬田川の下流の菟道で、流された二人の身柄を確保した。二人は生きていた。そして、死罪は免れたと考える。

○三六八年・新神功皇后摂政紀六年・武内宿禰二十一歳

四十六年春三月乙亥朔。遣斯摩宿禰于卓淳国。〈斯摩宿禰者。不知何姓人也。〉

(「神功皇后摂政四十六年春三月一日条」『書紀』二五七頁)

三六八年の記事となる。三六二四六一四〇＝三六八。「三六二」は前述のように、三六三年を新神功皇后摂政紀元年とした為の基準年である。「四六」は「神功皇后摂政四十六年」から。一〇年の四倍数の四〇年を引く。

日本書紀は、斯摩宿禰が何の姓の人か知らないと言っているが、逆に、知っていて、隠している。斯摩宿禰は「しまのすくね」と読み、う「ましのすくね」に通じる。うましの宿禰と言えば、武内宿禰の異母兄である甘美内宿禰である。日本書紀は、新紀三六四年「神功皇后摂政元年二月条」の所で述べたのと同じ理由で、甘美内宿禰の事績を隠した。

○三六九年・新神功皇后摂政紀七年・武内宿禰二十二歳

「神功皇后摂政四七年夏四月条」によれば、新羅と百済の使節間で貢物の問題が起こり、皇后が誰を百済に遣わして真実を検べさせたらよいか天神に問うたところ、天神は武内宿禰に議を行わしめ、千熊長彦を使者とするよう答えた。

三六九年夏四月の記事となる。三六二+四七一四〇=三六九。「四七」は「神功皇后摂政四七年」から。一〇年の四倍数の四〇年を引く。

千熊長彦は、和珥臣の祖の武振熊である(24)。

○三七一年・新神功皇后摂政紀九年・武内宿禰二十四歳

二十五年秋七月庚辰朔壬午。遣武内宿禰、令察北陸。及東方諸国之地形。且百姓之消息也。

(「景行天皇二五年秋七月三日条」『書紀』二〇九～二一〇頁)

三七一年秋七月三日の記事となる。この記事を通算して三三六+二五=三六一年の記事とすると、景行天皇二十七年の春二月十二日に武内宿禰が東国から還った記事を三三六+二七=三六三年の記事とすることになる。しかし、新紀では三六一年から三六三年の間に武内宿禰の中央での活動が見える。よって、三六一年の記事とすることはできない。そこで、三三六+二五一〇=三五一年の記事とすると、武内宿禰が三四八年生まれなので、四歳の時の記事となってしまふ。よって、一〇年を加えて(通常は十年の倍数の減算だが、この場合は加算)、三三六+二五+一〇=三七一年の記事とする。

三七一年三月には新羅再征があり(25)、神功皇后は、背後を脅かされないために、武内宿禰に北陸と東方の諸国の鎮撫に向かわせたのだろう。

○三七三年・新神功皇后摂政紀十一年・武内宿禰二十六歳

二十七年春二月辛丑朔壬子。武内宿禰自東国還之奏言。東夷之中。有日高見国。其国人。男女並椎結文身。為人勇悍、是総曰蝦夷。亦土地沃壤而曠之。擊可取也。

(「景行天皇二七年春二月十二日条」『書紀』二一〇頁)

三七三年春二月十二日の記事となる。武内宿禰出発の記事を通算して三三六+二五+一〇=三七一年の記事としたので、この帰還記事は三三六+二七+一〇=三七三年の記事となる。

日高見国は、ここでは現実の国であり、恐らく、福島県東部地方を指すと推測できる。この後、東征の記事が無いので、日高見国を撃って取るべきだという武内宿禰の建言を神功皇后は採用しなかったものと考えられる。神に命じられてもいない戦いだから避けた。

五十一年春三月。百済王亦遣久氐朝貢。

於是皇太后語太子及武内宿禰曰。朕所交親百済国者。是天所致。非由人故。玩好珍物。先所未有。不闕歲時。常来貢獻。朕省此款。每用喜焉。如朕存時。敦加恩惠。即年以千熊長彦。副久氐等遣百済国。

(「神功皇后摂政五一年春三月条」『書紀』二六二頁)

三七三年春三月の記事となる。三六二+五一—四〇=三七三。「五一」は「神功皇后摂政五一年」から。一〇年の四倍数の四〇年を引く。

○三七五年・新神功皇后摂政紀一三年・武内宿禰二十八歳

「神功皇后摂政一三年春二月八日条」によると、武内宿禰に命じて、太子に従わせ、角鹿の筥飯大神に参拝させた。

三七五年春二月八日の記事となる。三六二+一三=三七五。「一三」は「神功皇后摂政一三年」から。

「角鹿の筥飯大神」は、通常、若狭国敦賀の気比大神のことだとされる。しかし、難波津の住吉大社のことだと考える(26)。

皇太后宴太子於大殿。皇太后举觴以寿于太子。因以歌曰。このみきは わがみき
ならず くしのかみ ところよにいます いはたたす すくなみかみの とよほき
ほきもとほし かむほき ほきくるほし まつりこし みきそ あさずをせ ささ
(「神功皇后摂政一三年二月十七日条」『書紀』二五六～二五七頁)

三七五年二月十七日の記事となる。古事記では、物語を面白くするために、忍熊王の反乱を鎮圧した直後に、敦賀に行ったとしている。

○三七七年・新神功皇后摂政紀一五年・武内宿禰三十歳

「仁徳天皇元年春正月三日条」によれば、応神天皇の子の大鷦鷯尊(後の仁徳天皇)と武内宿禰の子の平群木菟宿禰が同日に生まれた。その際、大鷦鷯尊の産殿には木菟(ミミズク)が、武内宿禰の子の産屋には鷦鷯(ミソサザイ)が各々飛び込んだので、その鳥の名を交換して各々の子に名付けた。

三七七年春正月三日の記事となる。年は、古事記によれば、仁徳天皇は八十三歳で崩御している。日本書紀の紀年によれば、仁徳天皇八七年は三九九年に相当するので、三一七年に生まれたことになる。日本書紀の紀年によれば、三一七年は仁徳天皇五年に相当する。これを神功紀に替える。神功紀五年を新紀年の考えに従って一〇年を加えて、新紀年に直すと、新神功皇后摂政紀十五年、すなわち三七七年のこととなる。仁徳天皇は三七七年に誕生したと考える。

月日は、「仁徳天皇元年春正月三日条」。「仁徳天皇元年春正月三日条」は、仁徳天皇の即位と誕生に関して述べている。なお、後述のように、木菟宿禰は平群臣の始祖ではない。

四 応神天皇の代

『紀年と崩年干支』によれば、応神天皇の在位期間は、三八二年から三九四年(27)。「三八一」は三八二年を新応神天皇紀元年としたことによる基準年となる。

○三八八年・新応神天皇紀七年・武内宿禰四十一歳

七年秋九月。高麗人。百濟人。任那人。新羅人。並来朝。時命武内宿禰。領諸韓人等作池。因以名池号韓人池。

(「応神天皇七年秋九月条」『書紀』二七二頁)

「応神天皇七年秋九月条」は、三八八年秋九月の記事となる。三八一十七＝三八八。「七」は「応神天皇七年」から。応神天皇の権威は高く、高麗人・任那人・新羅人も来朝した。

○三九〇年・新応神天皇紀九年・武内宿禰四十三歳

「応神天皇九年夏四月条」によると、応神天皇の命で武内宿禰が筑紫へ百姓の監察に遣わされた際、弟の甘美内宿禰が兄を廃そうとして天皇に讒言した。天皇は武内宿禰を殺すため使いを出したが、真根子（老伎直の祖）が身代わりとなって殺された。武内宿禰が密かに朝廷に至って天皇に弁明すると、武内宿禰と甘美内宿禰は盟神探湯で争うこととなったが、武内宿禰が勝利した。

「応神天皇九年夏四月条」は、三九〇年夏四月の記事となる。三八一十九＝三九〇。

「九」は「応神天皇九年」から。甘美内宿禰が武内宿禰を讒言した原因は、前述の忍熊王の反乱時に抱いた深い恨みと憤りだと考えられる。

日本書紀は、甘美内宿禰が武内宿禰の弟だというのが、異母兄だと考える。理由は、新紀四一三年「応神天皇二二年秋九月十日条」の所で述べる。日本書紀は、応神天皇が甘美内宿禰の讒言を信じた不明を曖昧にするために、忍熊王の反乱に際しては五十狭茅宿禰として、卓淳国への使いに際しては斯摩宿禰として、甘美内宿禰の事績を隠した。また、隠したのには、甘美内宿禰に対する罰の意味もあったのではないか。

五 仁徳天皇の代

『紀年と崩年干支』によれば、仁徳天皇天皇の在位期間は、三九七年から四二七年(28)。

「三九六」は三九七年を新仁徳天皇紀元年としたことによる基準年となる。

○四一三年・新仁徳天皇紀一七年・武内宿禰六十六歳

是歳。於吉備中国川嶋河派、有大虬令苦人。時路人触其処而行。必被其毒、以多死亡。於是。笠臣祖県守、為人勇捍而強力。臨派淵、以三全瓠投水曰。汝屡吐毒、令苦路人。余殺汝虬。汝沈是瓠、則余避之。不能沈者仍斬汝身。時水虬化鹿以引入瓠。瓠不沈。即举劍入水斬虬。更求虬之党類。乃諸虬族滿淵底之岫穴。悉斬之。河水變血。故号其水曰県守淵也。』当此時、妖氣稍動。叛者一二始起。於是天皇夙興夜寐。輕賦薄斂、以寛民萌。布徳施恵。以振困窮。弔死問疾、以養孤孀。是以政令流行。天下太平。二十余年無事矣。

(「仁徳天皇六七年是の歳条」『書紀』三一五～三一六頁)

四一三年夏の記事となる。三九六+六七-五〇=四一三。「六七」は「仁徳天皇六七年」から。一〇の五倍数の五〇年を引く。季節は、「応神天皇二二年秋九月六日条」の前の季節。

新紀四〇七年「仁徳天皇一一年冬十月条」の茨田堤の構築の話(29)と同様に、ヒサゴの浮沈を問題としている。同じく河を治めた話であり、大虬は水害のことだろう。このときも、仁徳帝は人柱を立てて水防工事を成功させようとし、三人の人柱を立てるように吉備の豪族に命じた。すると、豪族の一人は、新紀四〇七年の茨田堤の構築時の話を知っていたのだろう、三つの全し匏を以て水に投げた。同時に、三つの全し匏が沈めば自分を含む三人が人柱となるが、沈まなければ、仁徳帝の命令を無視して、人柱を立てないと宣言した。果たして、匏は一つも沈まなかった。なので、人柱を立てずに工事を進め、完成させた。これに対して、仁徳帝は自分の命令を無視したとして、討伐の軍を差し向け、血が流れた。恐らく、こういうことだろう。人柱を立て続けようとするのは仁徳の帝に相応しくないので、日本書紀は隠した。「笠臣祖県守」の「県守」はケンシユと読み、黔首、すなわち人民に通じるが、「県守」は豪族のはずであり、矛盾する。この矛盾は、県守が笠の臣の祖ではないことを示していると考えられる。笠の臣の祖は、「応神天皇二二年秋九月六日条」（新紀四一三年）で見ると、鴨別である。

秋九月辛巳朔丙戌。天皇狩于淡路嶋。是嶋者横海、在難波之西。峰巖紛錯。陵谷相続。芳草蒼蔚。長瀾潺湲。亦麋鹿・鳧・鴈多在其嶋。故乘輿屢遊之。天皇便自淡路転、以幸吉備。遊于小豆嶋。

（「応神天皇二二年秋九月六日条」『書紀』二七九～二八〇頁）

新仁徳天皇紀の四一三年秋九月六日の記事となる。三八一+二二-一〇=四一三。応神天皇紀の記事なので、「三八一」が新応神天皇紀の基準年。「二二」は「応神天皇二二年」から。一〇年を加える。

庚寅。亦移居於葉田（葉田。此云簸娜。）葦守宮。時御友別參赴之。則以其兄弟子孫。為膳夫而奉饗焉。天皇。於是看御友別謹惶侍奉之状。而有悦情。因以割吉備国、封其子等也。則分川嶋県封長子稻速別。是下道臣之始祖也。次以上道県封中子仲彦。是上道臣。香屋臣之始祖也。次以三野県封弟彦。是三野臣之始祖也。復以波区芸県封御友別弟鴨別。是笠臣之始祖也。即以苑県封兄浦凝別。是苑臣之始祖也。即以織部県賜兄媛。是以其子孫於今在于吉備国。是其縁也。

（「応神天皇二二年秋九月十日条」『書紀』二八〇頁）

四一三年秋九月十日の記事となる。

葉田葦守宮は「はだのあしもりのみや」と読む。これは、「ただのめしもりのみや」に近く、「唯の飯盛の宮」に通じる。そして、「唯の飯盛」とは、その親族とともに仁徳天皇を饗応した御友別のことだろう。仁徳天皇は、御友別により、大変な饗応を受けた。感動した仁徳天皇は御友別一族に褒美を授けた。仁徳天皇に大変な饗応をした結果、御友別一族は、唯の飯盛をしただけなのに、過分な褒美を受けたということだろう。

この時の御友別の奉仕自体は史実だが、御友別が畏まり仕えまつって饗応しただけで、吉備国を割くというのも、応神天皇の代とするなら、おかしいだろう。しかし、仁徳天皇の代とすれば、十分な理由がある。「仁徳天皇六七年是の歳条」の吉備中国の川嶋河の事で血が流れたため、吉備の中国（備中国）の再編が必要となっていた。御友別は、その機会を上手く利用して、饗応を行ったので、吉備国を割いて貰えたのだ。

機会を上手く利用しえた御友別は、その名の通り、仁徳天皇の友達だったと考えられる。御友別は、「別けても御友だち」を意味しよう。一方、「仁徳天皇五十年春三月五日条」（新紀四一六年）の鴈の子のエピソードは、仁徳天皇の武内宿禰への信頼と親しさを示している。御友別とは、武内宿禰のことだと考えられる。

「御友別＝武内宿禰」とすると、兄の浦凝別が甘美内宿禰ということになる。浦凝別の「浦凝」は、「うらぎ」と読め、「裏切り」に通じる。また、浦凝別は、苑臣の始祖だという。「苑」はエンと読め、「怨」に通じる。甘美内宿禰は、武内宿禰に対して、怨恨を抱き、弟を裏切って、讒言をした。苑臣の始祖である浦凝別は甘美内宿禰に符合するので、御友別が武内宿禰だと確かめられた。

では、甘美内宿禰が、武内宿禰の異母兄だと考える理由を述べる。古事記の孝元天皇記の書き方からすれば、異母兄となる。他方、「応神天皇九年夏四月条」（新紀三九〇年）には、武内宿禰の弟とある。

「景行天皇三年春二月一日条」（新紀三三九年）の解釈からすれば、武内宿禰は長子となる。そして、右の「応神天皇二二年秋九月十日条」の解釈からすれば、甘美内宿禰は、武内宿禰の兄となる。この二つを合わせ考えて解釈すれば、甘美内宿禰は、武内宿禰の異母兄となり、古事記と一致する。また、弟が勝利するのが古い形であって、敗者の甘美内宿禰が兄だというのが元々の形だという論も有る(30)。甘美内宿禰は、武内宿禰の異母兄で間違い無いだろう。

ところで、日本書紀が武内宿禰の後裔氏族の盛大の状の説明としての武内宿禰の孝元記系譜を無視しているのは注目すべき事である(31)。日本書紀は武内宿禰の後裔氏族の盛大の状の説明としての孝元記系譜を無視して古事記の指示に従って虚偽を述べなかった代わりに、古事記が甘美内宿禰を異母兄として真実を述べる点も無視して弟だという虚偽を述べたのだろう。

そして、波区芸県を以て封じ、笠臣の始祖となったのが、御友別の恐らく同母弟の鴨別。波区芸とは薄儀、すなわち僅かな礼物のことだろう。鴨別は既に亡くなっていて、遺族に薄儀が与えられたということだろう。

「応神天皇二二年秋九月十日条」によれば、御友別の三人の子が吉備に封じられている。「御友別＝武内宿禰」だから、武内宿禰の子孫は、吉備下道臣、吉備上道臣、三野臣等となり、「其の子孫は、今、吉備国に在る」ということになる。すなわち、武内宿禰の子孫は吉備地方豪族になったことになる。この立場から、古事記孝元天皇記の述べる武内宿禰の子孫を確認してみよう。

比古布都押之信命、娶尾張連等之祖、意富那毘之妹、葛城之高千那毘賣〈那毘二字以音。〉生子、味師内宿禰。〈此者、山代内臣之祖也。〉又娶木國造之祖、宇豆比古之妹、山下影日賣、生子建内宿禰。此建内宿禰之子、并九。〈男七、女二。〉波多八代宿禰者、〈波多臣・林臣・波美臣・星川臣・淡海臣・長谷部君之祖也。〉次許勢小柄宿禰者、〈許勢臣・雀部臣・輕部臣之祖也。〉次蘇賀石河宿禰者、〈蘇我臣・川邊臣・田中臣・高向臣・小治田臣・櫻井臣・岸田臣等之祖也。〉次平群都久宿禰者、〈平群臣・佐和良臣・馬御櫛連等祖也。〉次木角宿禰者、〈木臣・都奴臣・坂本臣之祖。〉次久米能摩伊刀比賣。次怒能伊呂比賣。次葛城長江曾都毘古者、〈玉手臣・的臣・生江臣・阿藝那臣等之祖也。〉又若子宿禰、〈江野財臣之祖。〉
(古事記「孝元天皇」より)(32)

右を見ると、巨勢、蘇我、平群、紀、葛城という近畿地方の豪族の祖が武内宿禰の子とされている。許勢の小柄の宿禰が在地豪族巨勢臣の祖。蘇我石川宿禰(古事記では蘇賀石河宿禰)は、葛城襲津彦(古事記では葛城長江曾都毘古)の兄の「葛城石川」で、蘇我氏の祖である(33)。木角宿禰が在地豪族紀臣の祖で、紀角宿禰のことだろう。葛城氏も、古事記が葛城襲津彦を武内宿禰の子だと記すので、武内宿禰が祖であるとされる。

以上の様に、古事記は多数の古代豪族の祖が武内宿禰であるとする。しかし、古事記の多数の氏族を武内宿禰に結びつける記述は、武内宿禰の廷臣としての評価を高める為であったかもしれないとされる(34)。他に、大臣氏族の理想像が武内宿禰に求められた(35)。すなわち、武内宿禰が、忠臣として、極めて名高かったので、武内宿禰の後裔氏族とすることで、忠臣になるべきだという意識を各氏族に持たせるためでもあったと考える。

他方、日本書紀が武内宿禰の後裔氏族の盛大の状の説明としての孝元記系譜を無視しているのは注目すべき事であり、作られた伝承であることを示している。また、日本書紀に、武内宿禰と葛城襲津彦の関係を直接的に示す記述は無い。ただ、日本書紀の允恭天皇五年七月条に、葛城襲津彦の孫の玉田宿禰が武内宿禰の墓域に逃げ込んだことが記されていて、系譜関係を推測できる。

一方、拙著『ヤマト王権の成立』の崇神＝神武天皇紀で述べたように、崇神＝神武天皇が葛城国造とした劍根が葛城氏の祖である(36)。とはいえ、武内宿禰と襲津彦の関係を示す伝承は無視しがたい。恐らく、劍根の子孫であり、古代豪族葛城氏の首長である襲津彦は、武内宿禰の娘を娶ったのではないか。すなわち、襲津彦は武内宿禰の義理の息子であった。

新紀では、武内宿禰の子孫は、中央の豪族ではなく、吉備豪族の先祖だと考える。七人の男子の中、巨勢、蘇我、紀、葛城を除いた、波多八代宿禰、都久宿禰(木菟宿禰)、若子宿禰が武内宿禰の子だろう。川島県を分けて封じ、下道臣の始祖となった長子の稲速別が、波多八代宿禰。上道県を以て封じ、上道臣・香屋臣の始祖となった中子の仲彦が、木菟宿禰。平群都久宿禰については、記紀が武内宿禰の子である木菟宿禰を平群氏

の祖に仕立てたのだと考える。「仁徳天皇元年春正月三日条」は、武内宿禰の子である木菟宿禰を平群臣の祖とするが、これは、古事記に従って日本書紀が虚偽を述べたのだ。三野県を以て封じ、三野臣の始祖となった弟彦が、若子宿禰。久米能摩伊刀比賣が、三人の母親で、久米、すなわち来目が付いているので、大伴氏の出身ということになる。来目は大伴氏の部民だった(37)。怒能伊呂比賣が、葛城襲津彦の妻となった妹だろう。

○四一六年・新仁徳天皇紀二〇年・武内宿禰六十九歳

「仁徳天皇五十年春三月五日条」によれば、茨田堤に鴈が卵を産んだことから、仁徳天皇が倭の国に珍しいことかどうかと武内宿禰に問い、二人は長生を讃えて歌を詠みあった。

四一六年春三月五日の記事となる。三九六+五〇一三〇=四一六。「五〇」は「仁徳天皇五十年」から。一〇の三倍数の三〇年を引く。

○四二四年・新仁徳天皇紀二八年・武内宿禰七十七歳

五十八年夏五月。当荒陵松林之南道、忽生兩歴木。挾路而未合。

(「仁徳天皇五八年夏五月条」『書紀』三一三頁)

四二四年夏五月の記事となる。三九六+五八一三〇=四二四。「五八」は、「仁徳天皇五八年」から。一〇の三倍数の三〇年を引く。

荒陵の末が合わさった両つの木、連理の木は、一つの陵に誰かとその仲良しの武内宿禰の二人が葬られていることを暗示しているように思える。武内宿禰の死亡記事をこのように隠した形で載せたのではないか。武内宿禰の死亡を隠した理由だが、恐らく、墓が荒らされないためだろう。

四二四年に武内宿禰が薨去したことは、『帝王編年記』(38)と符合する。『帝王編年記』は、武内宿禰が仁徳天皇七十八年に死亡したと言う。

七十八年庚寅。大臣武内宿禰薨。年未詳。一説云、景行天皇九年己亥生。自尔以降、至干今歳、経六帝。景行、成務、仲哀、神功、応神、仁徳。歴年三百一十二歳矣。

(『帝王編年記』仁徳天皇)(39)

仁徳天皇七十八年は、日本書紀の紀年に従うと三九〇年であるが、新紀年の考え方に倣って、七十八年から一〇年の五倍である五〇年を引くと、新仁徳天皇紀二八年である。新仁徳天皇紀二八年は四二四年のこととなり一致する。

武内宿禰はどこに葬られたか。その墓とは仁徳天皇陵・大仙古墳だと考える(40)。武内宿禰は、景行、成務=仲哀、神功、応神、仁徳の五代に渡って仕えた忠臣で、仁徳天皇の代に長命で死亡した尋常ではない人物なので、仁徳天皇と共に眠る榮譽を与えられたのである。

終わりに

武内宿禰は、三四八年六月十一日に生まれ、四二四年五月に薨去したと考えられる。四二四年薨去とすると、武内宿禰は三四八年の生まれなので、喜寿の七十七歳で死亡した、古代としてはかなりの長命の人物ということになる。武内宿禰が極めて長命の人物と伝承されたのはこの事があったからである。後裔氏族は、畿内周辺の豪族とされるが、実は、吉備の豪族であることが明らかとなった。武内宿禰が現存風土記の記事中には一度も顔を見せないのは(41)畿内周辺の豪族という偽装を守ることに関係しているのではないか。そして、新紀年に基づく年譜と没年齢を見ると、武内宿禰に関する物語は、すべて実年代を持つ武内宿禰の生涯を彩る独自のエピソード群から成っており、武内宿禰が許容範囲内の長寿で実在した忠臣であることが明らかとなった。その結果、空白の四世紀・謎の五世紀の他の伝承とされるものも確かな史実に基づいている可能性が明らかになったと言える。

-
- (1)日野昭「武内宿禰とその後裔」『日本古代氏族伝承の研究』永田分昌堂、一九七一年
 - (2)佐藤治郎「武内宿禰伝承の研究序説」『日本歴史』四一六号、日本歴史学会編集、一九八三年一月号
 - (3)岸俊男「たまきはる内の朝臣」『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年、一四一～一四二頁
 - (4)田中卓「武内宿禰の出自と年齢」『古代の住吉大社』続・田中卓著作集2、国書刊行会、二〇一二年、一〇八頁
 - (5)岸俊男「たまきはる内の朝臣」『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年、一四九頁
 - (6)拙著『改訂二版 紀年と崩年干支』新日本書紀Ⅱ、地球星系社、二〇二一年
 - (7)中国正史に記録された倭の五王が中国南朝に遣使した西暦年
 - (8)拙著『改訂二版 紀年と崩年干支』一三四～一四六頁
 - (9)拙著『改訂二版 紀年と崩年干支』一四七～一四八頁
 - (10)拙著『改訂二版 紀年と崩年干支』一四〇頁
 - (11)拙著『改訂二版 ヤマト王権の展開』新日本書紀Ⅳ、二〇二一年、地球星系社、一六〇頁
 - (12)拙著『改訂二版 ヤマト王権の展開』九六～九八頁
 - (13)拙著『改訂二版 ヤマト王権の成立』地球星系社、二〇二一年、一七八～一七九頁
 - (14)拙著『改訂二版 ヤマト王権の成立』一一五頁
 - (15)青木和夫、石母田正、小林芳規、佐伯有清校注『古事記』日本思想大系1、一九八二年、一三八・一四〇頁
 - (16)拙著『改訂二版 ヤマト王権の展開』一六二頁
 - (17)拙著『改訂二版 ヤマト王権の展開』一五三～一五四頁

-
- (18)拙著『改訂二版 紀年と崩年干支』一四〇頁
- (19)拙著『改訂二版 ヤマト王権の展開』一九六頁
- (20)拙著『改訂二版 ヤマト王権の展開』一九七頁
- (21)拙著『改訂二版 紀年と崩年干支』一四〇頁
- (22)拙著『改訂二版 ヤマト王権の展開』九七～九八頁
- (23)拙著『改訂二版 ヤマト王権の展開』二一九～二六〇頁
- (24)拙著『改訂二版 ヤマト王権の展開』三〇一頁
- (25)拙著『改訂二版 ヤマト王権の展開』三〇七～三一〇頁
- (26)拙著『改訂二版 ヤマト王権の展開』三三五～三三六頁
- (27)拙著『改訂二版 紀年と崩年干支』一四〇頁
- (28)拙著『改訂二版 紀年と崩年干支』一四〇頁
- (29)拙著『改訂二版 ヤマト王権の成熟』地球星系社、二〇二一年、一八九～一九〇頁
- (30)直木孝次郎「武内宿禰伝説に関する一考察」『飛鳥奈良時代の研究』塙書房刊、一九七五年、三九四～三九六頁
- (31)日野昭「武内宿禰とその後裔」『日本古代氏族伝承の研究』永田分昌堂、一九七一年、一〇頁
- (32)青木和夫、石母田正、小林芳規、佐伯有清校注『古事記』日本思想大系1、一九八二年、一四〇・一四二頁
- (33)拙著『改訂二版 ヤマト王権の成熟』一四八～一四九頁
- (34)岸俊男「たまきはる内の朝臣」『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年、一七二頁
- (35)日野昭「武内宿禰とその後裔」『日本古代氏族伝承の研究』永田分昌堂、一九七一年、三二頁
- (36)拙著『改訂二版 ヤマト王権の成立』一二九～一三〇頁
- (37)拙著『改訂二版 ヤマト王権の成立』六四～六五頁
- (38)『帝王編年記』とは、神代より後伏見天皇（在位一二九八年～一三〇一年）までの歴史を漢文編年体で伝える年代記。二七卷。僧永祐撰と伝える。一四世紀後半に著された。
- (39)黑板勝美、国史大系編修会編『扶桑略記 帝王編年記』（新訂増補 国史大系）七五頁
- (40)拙著『改訂二版 ヤマト王権の成熟』三四二～三四三頁
- (41)岸俊男「たまきはる内の朝臣」『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年、一六三頁